

# 埼玉県プラスチック問題対策協議会設置要綱

令和元年7月1日

環境部長決裁

## (目的)

第1条 本県のプラスチック問題について協議し、講じるべき対策を検討するため、埼玉県プラスチック問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、必要な意見を述べるものとする。

- (1) プラスチックごみの発生抑制に関すること。
- (2) プラスチック使用量の削減（3Rの推進等）に関すること
- (3) プラスチック問題の普及、啓発に関すること

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は協議会を代表し、議事を総括する。

## (会議)

第4条 協議会は座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

## (会議の公開)

第5条 協議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境部水環境課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は令和元年7月1日から施行し、令和4年3月31日に効力を失う。